

## 第2回神奈川版ライドシェア検討会議 議事録

(日 時)

令和5年11月20日(月) 13:00 ~ 13:40

(場 所)

産業貿易センタービル8階 横浜商工会議所 804・805 会議室

(出席者)

・三浦市

木村 靖彦 政策部長

・事業関係者

有限会社いづみタクシー 八木 達也 代表取締役

京急三崎タクシー株式会社 阿部 正浩 常務取締役

一般社団法人神奈川県タクシー協会 三上 弘良 専務理事

・国

国土交通省関東運輸局 内田 忠宏 自動車交通部長

・神奈川県

中谷 知樹 政策局長

佐藤 亮一 県土整備局長

田邊 親司 政策局自治振興部長

池田 一紀 県土整備局都市部長

北見 明弘 国際文化観光局観光戦略担当課長

井上 哲也 産業労働局産業部ベンチャー支援担当課長

高橋 正樹 産業労働局労働部雇用労政課長

塚本 裕子 横須賀三浦地域県政総合センター企画調整部長

(事務局)

横川 裕 政策局自治振興部地域政策課長

神永 裕一 県土整備局都市部交通企画課長

(横川 地域政策課長)

定刻でございますので第2回神奈川版ライドシェア検討会議を始めさせていただきます。本日の進行を務めます神奈川県地域政策課長横川と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の会議に先立ちまして報道機関の皆様にお願いがございます。まず取材でございますが前回同様会議開始から終了まですべて可能です。取材は原則記者席にてお願いいたします。ただしカメラで撮影を行いたい場合は、撮影場所については自由でございますが、会議の進行に支障がない範囲でお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして政策局長の中谷から一言ご挨拶申し上げます。

(中谷政策局長)

神奈川県政策局長の中谷でございます。本日は皆様お忙しい中、第2回神奈川版ライドシェア検討会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

この神奈川版ライドシェア検討会議は、国土交通省、三浦市の皆様はじめ、地元タクシー会社、そして県タクシー協会の皆さんにご協力をいただきまして、1つ目の検討課題として、三浦市地域におけるタクシー不足の解決に向けた、方策を幅広く検討する場として開催するものでございます。

ちょうどひと月前にあたる10月20日に第1回の検討会議を行いまして、皆様から数多くの意見をお伺いいたしました。さらに会議後も、参加者の皆様、はじめ関係者の皆様と話し合いを重ねまして、県として目指すべき方向性が見えてきたということで、改めてこの会議を開催させていただいたところでございます。

ライドシェアにつきましては、国においても検討が始められ議論がなされていると承知しております。そしてまたさらに他の自治体でも検討が始まろうとしていると、報じられているところでございます。

その内容につきましては様々でございますけれども、本県におきましては、これまで申し上げてきました通り、タクシー会社様のご協力をいただき、利用者の安全を確保するとともに、時間帯を限定することで、タクシー事業者の皆様と共存共栄を図れる方法を模索していきたいというふうに考えております。

本日は神奈川版ライドシェアの具体的な案をお示しする予定ですので、皆様からの忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(横川 地域政策課長)

本日の会議次第、そして出席者等につきましてはお手元に資料を配付させていただいておりますので、そちらをご確認いただきたいと思います。

それでは、早速議事に移りたいと思っております。前回の会議でいただきましたご意見等を踏まえ検討して参りました神奈川版ライドシェア(案)について事務局からご説明いたします。

(神永 交通企画課長)

神奈川県県土整備局都市部交通企画課長の神永です。私からは、神奈川版ライドシェア(案)についてご説明いたします。お手元の資料によりご説明させていただきますが、同じ資料をスクリーンにも映しています。恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

前回の会議では、タクシー会社による運行管理や時間帯・地域を限定するなど、神奈川版ライドシェア(案)のポイントを説明させていただきました。今回は、前回いただいたご意見を踏まえて、三浦市を対象により具体的な検討を行い、神奈川版ライドシェア(案)を取

りまとめましたので、その内容についてご説明いたします。

スライド番号2をご覧ください。神奈川版ライドシェア（案）のねらいについてご説明します。神奈川版ライドシェア（案）のねらいは、タクシー事業だけでは対応することが困難なタクシー需要の変動に対して、一般のドライバーが自家用車を使って、通勤、送迎のついでや空き時間に、地域住民や観光客などの利用者を有償で輸送するというもので、この図の通り、タクシーの需要は地域や時間帯によって大きく変動しますが、常に需要のピークに合わせて、タクシーを供給することは現実的ではありません。

その結果、どうしてもタクシーが不足する地域や時間帯が生じることになります。神奈川版ライドシェア（案）はタクシー会社ではカバーしきれない需要に対応するため実施するもので、タクシー会社と競合するものではありません。

スライド番号3をご覧ください。神奈川版ライドシェア（案）の仕組みをご説明いたします。神奈川版ライドシェアは、タクシー会社がアプリを利用して、一般ドライバーと利用者をマッチングさせるとともに、車両の運行管理や整備管理等を行い、この図の通りタクシー会社が一般ドライバーの面接・登録・教育を行い、使用する自家用車の認定や点検を行うことで安全性を確保して運行します。また、アプリを使って配車管理や料金決済を行い、車内でのドライバーと利用者のやりとりを減らし、双方の安全面に十分配慮するものとします。

スライド番号4をご覧ください。前回会議でいただいた主なご意見です。いっどこで何台といったニーズ把握が必要、タクシー会社とドライバーの関係を明確にすることが必要、タクシー会社の責任が重いなど、皆様から様々なご意見をいただきました。

スライド番号5をご覧ください。神奈川版ライドシェア（案）の特徴を整理しています。先ほどお示した、皆様からのご意見や報道等で懸念されている事項に対して、神奈川版ライドシェア（案）では、次のように考えています。タクシー会社と共存するため神奈川版ライドシェア（案）では、先ほどねらいでご説明したように、地域や時間帯を限定し、料金はタクシーと同額程度を想定しています。次に、利用者やドライバーの安全確保のため、タクシー会社が事業主体となりドライバーや車両の運行管理、整備管理を行うとともに、事故対応や犯罪防止に努めます。またアプリによる事前のルート確定、決済等によりドライバーと利用者のトラブルを防止するほか、緊急時には通報ができるような仕組みを検討します。最後に、タクシー会社とドライバーとの関係につきましては、今後、神奈川版ライドシェア向けの保険を開発する中で検討を進めます。

スライド番号6をご覧ください。三浦市における神奈川版ライドシェア（案）の概要をご説明します。ここからは、実際にタクシー不足の声がある三浦市を対象として、より具体的に検討した内容をご説明いたします。まず、地域・時間帯についてです。出発地・到着地はともに三浦市内とし、時間帯は19時から25時を想定しています。これは、タクシーだけで対応することが困難な地域時間帯に限定するものです。利用者は特に制限を設けることなく、アプリを登録すれば、誰でも利用できるものと考えています。ドライバーは三浦市内に在住の方や在勤の方で、車両は自家用車を使用いただき、送迎や通勤などのついでや

空き時間に、利用者を輸送することを想定しています。料金はタクシーと共存するために、タクシーと同等程度を想定しています。

スライド番号7をご覧ください。タクシー会社と連携して安全を確保するため、事業主体はタクシー会社を考えています。タクシー会社が実施主体となることで、タクシー会社が持っている安全管理やノウハウを活用し、ドライバーの運行前の健康状態や、アルコールチェックなどの運行管理や車両の日常点検などの整備管理を行っていただき、安全運行に取り組めます。また、今後開発を予定する神奈川版ライドシェア向けの保険に加入することで、事故などに備えます。さらに、タクシー会社は、ドライバーの面接登録教育を行っていただきます。神奈川版ライドシェア（案）では、デジタル技術等を最大限に活用した取り組みを進め、アプリを活用することで、配車管理から料金確定、決済手続き、ドライバーの評価など、安全面はもちろん、タクシー会社の負担軽減や、利用者の利便性向上につなげます。その他、ドライブレコーダーや社内カメラを装備することにより、危険運転や車内トラブルを抑止します。また、ドライバーの健康管理やアルコールチェックは、自宅や勤務先でもできるよう、遠隔点呼を実施します。

最後に、スライド番号8をご覧ください。三浦市域における神奈川版ライドシェア（案）の実施に向けてです。これまでご説明した神奈川版ライドシェア（案）を実現するために、様々な課題があり、その解決に向けた今後の進め方をお示ししています。現行の法制度では、神奈川版ライドシェアの実施が難しいことから、実施に向けて、法制度面の課題を整理します。次に、神奈川版ライドシェアにし対応した保険やアプリについて、保険会社やアプリ会社などの関係者と検討していきます。最後に、三浦市地域での需要や運用面での課題を把握するため、まずは、現行の法制度で実施可能となる三浦市を主体とした実証実験を検討していきます。神奈川版ライドシェア（案）の説明は以上でございます。

（横川地域政策課長）

それでは、ただいま説明がございました、三浦市域における神奈川版ライドシェア（案）について、皆様と協議をさせていただければと思います。

いづみタクシーさん、京急三崎タクシーさん、県タクシー協会さん、三浦市さん、関東運輸局さんの順で、これからご意見をいただきたいと思います。

（いづみタクシー 八木代表取締役）

いづみタクシーの八木です。第1回目の会議が終わりまして、その後いろいろとイメージが浮かばなかったものが、多少はイメージが浮かぶようにはなってきました。まずは、一番気になっていたドライバーとの関係のこと、実施主体がタクシー会社ということになると、雇用だと思うのですが、こちらに保険次第というような、書き方がされている。どのような保険に入るのかによってまた内容も変わってくるのだろうが、そこが一番大事なかなと思います。それと、実際に運行する中身、案に関しては、1つ1つを指摘していると、ボ

リ्यूムが大きくなってしまいます。まず実証実験に関して、実証実験を三浦市主体にするという事で、この主体というのは、道路運送法第 78 条の 2 号を想定していると思いますが、自治体主体でやって、本格運用を自治体でそのままやらない理由は何でしょうか。三浦市主体でやって、実証実験である程度答えが出たときに、わざわざ事業者主体にする必要があるのかなというところが、少し引っかかるところでございます。

その他細かい事に関しては、今ここでは、また今後の話を進めていく中で、いろいろご意見ご指摘をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(横川 地域政策課長)

ありがとうございます。皆様から順にご意見をいただいた後にまた改めて皆様からいただいたご意見に対して、また本県の案についても、改めてご意見をいただく時間を設けますので、まずはこの案についてのご意見をそれぞれいただければと思います。また、ただいま質問がありましたけどそれは後ほどお答えさせていただきます。それでは次に京急三崎タクシーさんお願いいたします。

(京急三崎タクシー 阿部常務取締役)

京急三崎タクシーの阿部でございます。

今回の案を聞かせていただきまして、まず第 1 に法律的にどのぐらいクリアできるのかというところをまず考えております。それから、この資料の中でも事故や犯罪等の対応についていうふうに書いてありますが、私どもタクシー運転手というのは大体 1 ヶ月に 1 回、教育を行わなければならないということで、教育を続けております。そんな中で、この案では空いている時間に運転手さんをやっていただくということだが、この際、運転手さんに対して、どういうふうな頻度で教育をしたらいいのか、非常に疑問であります。どうしても、事故、犯罪、こういったものっていうのは我々にとって非常に大きなことでございますので、しっかりと対応したい、しっかりと検討していきたいと私は考えております。

それと、これはまた私どものお願いでもあるのですが、もうそもそもライドシェアの話が出たというのは、タクシーが少ない、つまり乗務員さんが少ないということです。そうしますと、私たちとしてはしっかり乗務員さんを確保しなくてはいけない。そのためのお手伝いを、行政さんにやっていただきたいなっていうふうに考えております。例えばですね、二種免許の取得要綱を少し緩和していただく、二種免許を取るにあたっての年齢を少し下げてもらおうとか、それから地理試験の撤廃というのはよく言われております。こういったものを少しずつ緩和していき、ハードルを少し下げて、私たちは乗務員さんを集めたいと考えております。タクシーには営業の区域がございます、私たちは京浜地区というふうに言われていますが、その地域でなければ仕事をしてはいけないというルールがあります。この部分も少し緩和していただいて、例えば私どもグループ会社ですので、違う地区にも会社があります。例えばそこには車が余っていたり、乗務員さんが少し溢れていたりにしている状況があ

りますので、その乗務員さんを、例えば三浦市で車がないというなら応援させるとか、そういった応援制度みたいなものも、作っていただけると車不足がまた改善されるのではないかと考えております。そのほかにも、乗り合いの制度を活用して、横浜市さんなんかとも実証実験を行っております。そういったところで商売の立ち上げに対しての、ハードルを少し下げていただけると、もっと地域住民の皆様のために、足となれるのではないかと考えております。もちろんライドシェアについても、地域を少しでも活性化させるために、私たちは協力を惜しまないと考えておりますが、ぜひ私たちの本業についてもお力を貸していただけると助かるというふうに考えております。以上です。

(横川 地域政策課長)

ありがとうございました。それでは次に県タクシー協会さんお願いいたします。

(神奈川県タクシー協会 三上専務理事)

神奈川県タクシー協会の三上でございます。今、神奈川県さんの案を聞いて、相当ハードルが高いなと実感しております。今、いづみタクシー、京急三崎タクシー、各事業者の方々からお話あった通りだと思っております。最後の今後の進め方のところにも書かれている通り、神奈川版ライドシェア（案）の実現に向けて、法制度等の課題が多く、保険、アプリの検討などにそれにかなりの時間を要するというのも、当然懸念材料としてありますが、やはり需要を分析することが一番大事じゃないかということをお前の会議でも言わせてもらいました。そうした需要や運用面等の検証をするために、現行法の制度を活用して実証実験を行っていただけるといことでございますので、その部分については非常に感謝をしておりますし、期待をしているところでございます。ですので、実証実験でしっかり三浦市の状況を分析していただきたいということをお願いしたいと思っております。以上でございます。

(横川 地域政策課長)

ありがとうございました。続きまして三浦市さんお願いいたします。

(三浦市 木村政策部長)

三浦市の政策部長の木村です。今日は、案全体に関しましては前回も説明を受けていますし、もう少し具体的な話ができるのかなと思います。まだ制度設計に時間がかかるということですので、三浦市を主体の実証実験を検討していくということについては、私どもも協力をしていきたいというふうに考えています。

それから少し三浦市の状況ということですが、前回市長が市民の方からタクシー不足の声を聞いているというような話をさせていただきました。もう少し具体的に申しますと、やはり三崎の下町地区で、ちょうど飲食をして、最初に出てくる時間帯である夜9時半をすぎ

ると、バスもなくなりますし、なかなかタクシーがつかまらなくて、皆さんかなり苦勞しているという市民の声・実態を、職員を通じて聞きました。中には、タクシーが全くつかまらずに、30分以上歩いて帰ったというようなお話ですとか、そこのお店の人に送っていただいたというような話も聞いております。また、そういった状況があるものですから、なかなか出かけにくくなったっていうような声も聞いております。以上でございます。

(横川 地域政策課長)

ありがとうございました。それでは関東運輸局さんお願いできますでしょうか。

(国土交通省関東運輸局 内田自動車交通部長)

関東運輸局の内田でございます。神奈川県より示された案に対する具体的なコメントではなくて恐縮ですが、前回の会議でも申し上げました通り、政府においても、地域の自家用車ドライバーの活用を視野に入れた検討が進められているところでございますので、こちらの情報も随時共有させていただければと思います。

現実に生じております地域交通の担い手や移動の足の不足といった喫緊の課題に向き合い解決していくことが重要であると考えております。三浦市が主体として検討される取組も含めて、必要な方策の検討を進めていくことが必要であると思います。

(横川 地域政策課長)

ありがとうございました。それではまず、いづみタクシーさんからご質問があったかと思えます。

(中谷 政策局長)

いろいろとご意見ありがとうございます。まずいづみタクシーさんから最初にお話ありましたドライバーと会社との関係ということですが、そちらにつきましては契約の形態として雇用関係か委託関係、いずれか考えられます。現在、保険会社とどこまでカバーできるか協議していますので、その内容次第で、関係者の皆様と協議させていただき、決めさせていただければと思っています。現時点で明確なことがお話できなくて恐縮ですが、そういった状況を見据えながら協議も進めさせていただけたらと思っています。

あと78条2号の実証実験後、本格運用する場合の話ですが、実証は三浦市さんが行う形で検討を始めていますが、最終的に持続可能な形として、民間事業者主体で行われるというのが理想であり、独立採算されるような仕組みとしてタクシー事業者さんに運営いただけたらとは考えております。

続きまして京急三崎タクシーさんからお話がありました教育の方法についてです。教育につきましては、タクシー事業者さんで現在、独自に実施しているマナーや接客業務といった講習会を活用させていただきたいと思っています。あとは、国が行っている自家用有償運

送制度の講習会を受講していただき、一般ドライバーのスキルアップにつなげていきたいと考えています。

県タクシー協会のさんからは、需要の見極めというお話がありましたが、現時点では既存のデータで分析する方法がなかなかございません。今後、仮に実証事業が行われた際には、潜在的な需要も生み出される可能性もありますので、実証事業の中で需要について見定めてまいりたいと思います。

三浦市さんからもお話いただきました。負のスパイラルをなるべくなくすよう、地元の皆様からの声を解消できるよう、仕組みを検討していきたいと思います。関東運輸局さんとも、引き続き協議させていただき、支援をいただきながら、制度設計していきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。以上です。

(横川 地域政策課長)

それでは、引き続きですね皆様の方から、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(いづみタクシー 八木代表取締役)

実証試験のときに保険がどうなっているかはともかくとしまして、その実証実験のドライバーは雇用なのでしょうか。三浦市の雇用なのか、タクシー会社の雇用なのかというところをある程度イメージをつけておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(中谷 政策局長)

まだ制度設計が完全にできているわけではありあませんが、すでに全国で事例があります自家用有償運送を参考にしながら、今後、国土交通省さんとも協議しながら、実証事業に向けて対応を決めていきたいと考えています。

自家用有償運送制度を活用し、雇用契約を結んでいる場合もあれば、一般の委託をしている場合もあるため、現時点ではどちらもあり得ると考えており、明確なことが言えず申し訳ないですが、そういった先例も参考にしながら検討していきたいと思います。

(京急三崎タクシー株式会社 阿部常務)

新しい保険制度というお話をされていましたが、わかる範囲で、今思っている範囲で教えていただきたい。この保険とていうのは、会社、いわゆる私どもが入る、タクシー会社がカバーする保険というふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

(中谷 政策局長)

現在、78条2号の自家用有償運送制度で大手の保険会社さんが取り扱っている保険を参考にしています。引き続き同じような答えで申し訳ないのですが、会社が契約する場合と、

個人でドライバーが契約する場合の2つの商品がありますので、どちらも考え得る状況です。関係者と協議し選択していきたいと思います。

(京急三崎タクシー 阿部常務取締役)

実証実験について具体的な話が出たタイミングで、私たちも参加するかどうか内容を見ながらになると思うのですが、その実証実験を実施するぐらいまでには、そういったことについてはある程度見えるようになってくるのでしょうか。

(中谷 政策局長)

もちろん実証事業を始める際には、皆様との協議を重ねた上で、決定して臨みたいと思います。

(横川 地域政策課長)

他にいかがでございましょうか。

(国土交通省関東運輸局 内田自動車交通部長)

今の話を若干補足させていただきますと、実証実験は78条2号の自家用有償運送を想定されているということですが、主体となる三浦市が雇用するというパターンもありますし、委託を受けるタクシー会社が雇用するというパターンもあると思います。これは、色々な例がありますので具体化されるときに、三浦市も、実証実験に実際参加されるタクシー事業者も、協議をしながら細かいところはこれから詰めていかれるのだろうなと思っています。

あと、京急タクシーからコメントがあった、タクシー側の規制緩和も必要なのではないかとという点についてです。そういった声が多いということも、重々承知しており、国としても検討させていただいておりますので、そういった動きも引き続き情報共有させていただきます。

(横川 地域政策課長)

ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。

今日の議題はこれで終了となりますが、ここでこの機会に何かお話などありましたらと思います。

(神奈川県タクシー協会 三上専務理事)

情報提供をさせていただきます。この神奈川版ライドシェアの検討会議の立ち上げ以前からですが、菅前首相の発言以降、神奈川県タクシー協会としても非常に危機感を持ってその発言をとらえ、9月に協会の中に供給輸送力確保対策特別委員会を設置し、どうやって供給輸送力を確保していこうかという議論を進めてございます。今後でございますが、具体的

な乗り場の調査を行う予定です。神奈川県内全部で今のところ13ヶ所で、12時間の調査を2日間にかけてやるということを考えております。そこで供給と需要の状況を見据えながら、必要な施策を講じていこうということで協会として動いているというところがございます。また、求職者に向けた導線を確保、強化するため、協会ホームページをリニューアルしたところでありますので、重ねて情報提供させていただきます。以上です。

(横川 地域政策課長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。他の皆様からは特にございませんか。

それでは、今後はお示しいたしました案に対して、今日ちょうだいいたしましたご意見等を踏まえまして、引き続き、神奈川版ライドシェアの実現に向けた検討を進めて参ります。

これをもちまして本日の会議は終了させていただきたいと思っております。ありがとうございました。